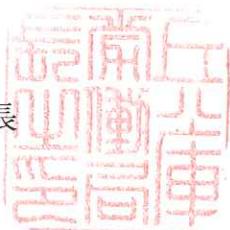




兵労発基 0601 第2号  
令和2年6月1日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



令和2年「建設業労働災害防止強化月間」の実施に  
係る協賛について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内における建設業の労働災害は、本年1月から4月末日までの死亡者数が7人と、前年同期の6人から1人増加し、既に昨年1年間の死亡者数の半数を上回っており、このまま推移すれば前年を上回るなど、きわめて憂慮すべき状況にあります。

労働災害全体の減少を図るために、建設業における労働災害を減少させることが重要な課題となっています。

兵庫労働局では、毎年7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定めており、本年度につきましては、建設業における労働災害防止の取組を新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した上で実施することとしております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、本年度におきましても、この取組への協賛をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本月間に実施していただきたい事項等につきましては、「令和2年建設業労働災害防止強化月間実施要綱」を定め、改めて要請をいたします。



兵労発基 0601 第4号  
令和2年6月1日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



### 令和2年「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県内の建設業における令和元年の死傷者数は473人となり、前年と比較すると45人減少し、死亡者数は1人減少の11人となりましたが、本年1月から4月末日までの建設業での死亡者数は7人と、前年同期の6人から1人増加し、既に昨年1年間の死亡者数の半数を上回っており、このまま推移すれば前年を上回るなど、きわめて憂慮すべき状況にあります。

令和元年における建設業の死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が34%と最も多く、さらに、死亡者数のうち4人は「墜落・転落」災害となっています。

このような在来型の労働災害が今なお続く状況を開拓するには、リスクアセスメントの実施はもとより、労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底及び足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策を確実に実施する等の労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が重要です。

兵庫労働局では、建設業における労働災害を防止するため、毎年7月を「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところですが、今年度もその実施要綱を別添のとおり定めました。

つきましては、本月間の趣旨をご理解いただき、貴協会におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、本月間の主唱者、協賛団体として、実施要綱に定める事項を展開していただくとともに、会員各位に対する特段のご指導をお願いいたします。

# 令和2年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



## 第1 趣 旨

兵庫県内の全産業における労働災害は長期的には減少傾向にあるが、令和元年の死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は4,926人となり前年に比べ116人減少し、死亡者においては5人減少し31人となった。

また、建設業における令和元年の死傷者数は、473人となり前年より45人減少し、死亡者数は、1人減少の11人となった。

令和元年の建設業における死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が34%と最も多く、そのうち死者の4人が「墜落・転落」による災害となっている。墜落災害は、高所作業における安全な作業床、手すりの設置や墜落防止用器具の使用など、墜落防止対策の未実施が原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれる。

このような状況の中、リスクアセスメントにより潜在する危険性を評価し、適切な措置を講ずるとともに、労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（以下「推進要綱」という。）に基づく対策の実施を図ることが重要である。

このため、本年度も7月を「令和2年建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、本年は特に新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進、推進要綱の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

## 第2 実施時期 令和2年7月1日から令和2年7月31日まで

## 第3 主 唱

- ・兵庫労働局
- ・各労働基準監督署
- ・建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

## 第4 協 賛

- ・一般社団法人 兵庫労働基準連合会
- ・公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
- ・一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

## 第5 目 標

- ・足場等からの墜落・転落災害防止措置の確実な実施
- ・墜落防止用器具の適切な使用の促進
- ・車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・土砂崩壊災害の防止
- ・解体工事における労働災害の防止
- ・リスクアセスメント等の確実な実施
- ・高年齢労働者及び外国人労働者に対する労働災害の防止
- ・一人親方等の安全確保対策の実施
- ・建設現場における火災対策
- ・大規模な自然災害がもたらす復旧・復興工事における災害の防止
- ・交通労働災害の防止
- ・熱中症の予防
- ・石綿及び化学物質による健康障害防止対策の徹底

## 第6 実施事項

※実施事項のうち、「パトロール」、「教育・研修」、「災害防止協議会」など「3つの密」の場面に  
なる事項を実施する際には、「新しい生活様式」に基づく感染予防対策を講じたうえで取り組ん  
でいただくよう、お願いします。

### 1 主唱者

- (1) 関係災害防止団体によるパトロールの実施
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導の実施
- (3) 建設業者及び発注者に対する労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の周知と  
履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 建設業の労働災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催
- (6) 発注機関等への強化月間実施要綱の取組要請
- (7) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく、建設工事従事者の安  
全及び健康の確保に関する基本的な計画の周知
- (8) その他建設店社及び建設工事現場に対する強化月間実施要綱の周知、広報誌等による広報  
活動等

### 2 発注者（要請事項）

- (1) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- (2) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化（施工の安全衛生に配慮した発注、建設工事における安全衛生経費の確  
保）、計画的な発注及び工期の平準化や弾力化等
- (4) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、  
その決定に基づく安全衛生活動の推進
- (5) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安  
全衛生マネジメントシステム等、自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

### 3 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- (1) 経営首脳による強化月間における目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の  
推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメント（化学物質を含む。）の実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事  
安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスマス）に基づく管理活動の推進、安  
全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- (5) 墜落・転落災害の防止対策
  - ア 労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置
  - イ のり面保護工事等、労働安全衛生規則に基づくロープ高所作業に係る危険防止措置
  - ウ 推進要綱に基づく対策の実施
  - エ 手すり先行工法の積極的な採用等、より安全な措置
  - オ 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置
  - カ 保護帽（墜落時保護用）、保護具の適正使用及び高所作業時における墜落制止用器具につ  
いては、原則としてフルハーネス型とともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保  
護具の使用
  - キ 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発

0622 第2号)に基づく墜落・転落防止対策の推進

ク 足場の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者等による直接作業指揮と職務の励行

ケ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合の適切な墜落制止用器具取付設備の設置

コ はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策の実施

(6) 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止対策

有資格者の配置、作業計画の作成、作業手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置、作業半径内における立入禁止措置等接触防止対策の実施及び移動式クレーン構造規格等の改正に基づく安全確保

(7) 土砂崩壊災害の防止対策

上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削作業(掘削深さが概ね1.5メートル以上4メートル以下で、掘削幅が概ね3メートル以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業)における土止め先行工法の採用

(8) 解体工事における労働災害の防止対策

鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物等の解体工事において、リスクアセスメントの手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽(墜落時保護用)・墜落制止用器具等の適正使用

(9) 高年齢労働者に対する労働災害の防止対策

ア 段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など、職場の残留リスクの低減措置

イ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進

ウ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクに係る教育の実施

エ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者が、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないよう健康管理及び注意喚起の実施

(10) 外国人労働者に対する労働災害の防止対策

外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施及び建設現場内に外国人労働者が理解できる労働災害防止に関する標識、掲示及び表示

(11) 一人親方等の安全確保対策

ア 一人親方等が業務中に被災した災害の把握

イ 建設現場においては、労働者だけでなく、一人親方等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施

ウ 一人親方等の安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての援助

エ 建設現場において、労働者としての実態がある者については、労働者として対応するとともに、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への積極的な加入勧奨

(12) その他の安全対策

ア 積極的な4S活動の取組による転倒災害防止対策の推進

イ 木造家屋建築工事における足場先行工法による工事の実施、安全衛生管理体制の整備

ウ 本年8月に施行されるチェーンソーによる伐木等作業における特別教育に係る安衛則の改正(平成31年厚生労働省令第11号)に基づく特別教育の実施及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発第1207第3号、令和2年1月31日付け基発0131第1号改正)に基づく対策の実施

エ 大規模な自然災害がもたらす復旧・復興工事における労働災害の防止

オ 建設現場において有機溶剤等を取り扱う際の火災防止対策の実施

カ ずい道等建設工事について、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係

るガイドライン」(平成30年1月18日基発0118第1号)、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」(平成29年3月21日基発0321第4号)に基づく対策の実施

- キ 現場と事務所間の往復時等、交通労働災害防止のためのガイドライン(平成25年5月28日付け基発0528第2号)に基づく交通労働災害防止対策の推進及び道路上で作業する労働者に反射材を貼付したベストを着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止
- ク 建設工事現場において、荷役作業に従事する陸上貨物運送事業の労働者に対する荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の推進
- ケ 新規入場者教育、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育等(平成29年2月20日基発0220第3号)、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施

(13) 熱中症の予防対策

- ア STOP!熱中症クールワークキャンペーンに基づく対策の推進
- イ WBGT値(暑さ指数)の把握及び低減対策の実施
- ウ 日本産業規格(JIS)に適合したWBGT値測定器の使用
- エ 休憩場所の確保や熱への順化を考慮した作業計画の策定
- オ 定期的な水分・塩分の摂取徹底
- カ 健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認
- キ 作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施

(14) 石綿及び化学物質による健康障害の防止対策

- ア 建築物の解体工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- イ 塗装作業等における有機溶剤中毒の予防、塗料等の搔き落とし作業に係る鉛等有害物、特定化学物質に係るばく露防止対策の徹底及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ウ 平成30年7月に施行された、アスファルト等の10物質についての表示通知義務対象物質の追加に係る対策の徹底
- エ 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業における災害防止対策の徹底
- オ 通風の不十分な場所における内燃機関の使用による一酸化炭素中毒防止対策の徹底
- カ 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく対策の推進及び「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日基発第768号の2)に基づく対策の実施

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- それ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定